

よくある質問(令和5年5月11日現在)

【症状等で新型コロナウイルス感染症を疑う場合】

Q1:発熱や症状があり、コロナに感染したかもしれないと思ったらどうしたらよいですか？

・可能でしたら、国が承認した抗原キットを用いてチェックをして下さい。結果が陽性であり、症状が軽症で重症化リスクがない場合には、そのまま自宅で療養して下さい。結果が陰性でも、感染していないとは断定できませんので、症状が続く場合には、2日後に再度検査してみてください。息切れなどの症状がある場合には、かかりつけ医がある場合には電話でご相談して下さい。

Q2:コロナ陽性でしたが、症状が軽いです。受診してもよいですか？

・解熱鎮痛薬などを準備し、できれば自宅で療養してください。
・なお、重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など)や症状が重いなど受診を希望される場合は医療機関に連絡し、受診ください。

Q3:令和5年5月8日以降、発熱等の症状がある場合、どこで受診できますか？

・季節性インフルエンザなど他の5類感染症と同じように、どの医療機関でも診療できるようになりますが、まず、かかりつけ医に電話でご相談ください。
・かかりつけ医がない場合には「新型コロナ総合コールセンター」(0120-567-690)に相談して下さい。

Q4:令和5年5月8日以降、症状が無いが検査を受けたい場合、どこで検査を受けられますか？

・自費検査(全額自己負担)については、厚労働省ホームページに「自費検査を提供する検査機関一覧」(令和5年5月8日版)が掲載されていますので参考にしてください。
・国で承認された検査キットを取扱薬局で購入し、検査することも可能です。

Q5:家族が陽性になったのですが、検査を受けることができますか？

・無症状の場合は、ご自宅で様子を見るか、抗原検査キット等の検査をご検討ください。
なお、体調が悪化した場合は、かかりつけ医または「新型コロナ総合コールセンター」(0120-567-690)にご相談ください。

Q6:令和5年5月8日以降に検査キットを使用し、陽性となりました。どうすればよいですか？

・令和5年5月8日以降、陽性者登録は必要ありませんので、ご自身の体調管理をお願いします。
なお、体調が悪化した場合はかかりつけ医または「新型コロナ総合コールセンター」(0120-567-690)にご相談ください。

Q7:発熱等の症状がある場合は、連絡なく、医療機関に受診していいですか？

・各医療機関に必ず事前にご連絡の上、受診してください。

Q8:発熱等で医療機関を受診する際に公共交通機関を利用してもよいですか？

・公共交通機関の利用についても、基本的に制限はありませんが、混雑を避け、感染対策（マスク着用と頻回の手指衛生等）を行ったうえで利用するようにしてください。

【陽性者と判断（診断）された場合】

Q9:療養期間はいつまでですか？

・令和5年5月8日以降、法に基づく外出自粛は求められなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断としてなりますが、発症日を0日目として（症状がない方は検査日を0日目として）5日間は外出を控えることに加えて、病状が軽快してから24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されます。特に発症後3日間は感染性のウイルスの排出量が非常に多くなりますので注意して下さい。

また、発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用や、ハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮して下さい。

Q10:療養期間中に公共交通機関を利用してもよいですか？

・公共交通機関の利用についても、基本的に制限はありませんが、混雑を避け、感染対策（マスク着用と頻回の手指衛生等）を行ったうえで利用するようにしてください。

Q11:陽性になったのですが、学校には行けますか？

・学校保健安全法施行規則で、①発症翌日（無症状では検査翌日）を1日目として、5日間かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止、②発症から10日経過するまではマスク着用を推奨となっていますので、学校の指示に従ってください。

Q12:陽性になったのですが、仕事には行けますか？

・感染症法に基づく就業制限はありませんが、他人に感染させるリスクが高いため、発症後5日間、かつ、症状軽快後24時間経過するまでは、外出自粛を推奨しています。職場でも取り扱いが異なりますので、職場にご確認ください。職場等への復帰の時期については、体調回復後、ご自身の所属先である職場等の規定に従ってください。

・10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮して下さい。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスク着用など咳エチケットを心がけて下さい。

Q13:5月8日以降に新型コロナに感染した際、保健所や自治体へ報告する必要はありますか？

・ご報告いただく必要はありません。5月8日以降は新型コロナと診断された個々の患者について、保健所への報告は不要となるため、5月7日をもって発生届の提出や県の陽性者登録窓口は終了します。

Q14:陽性となって症状が悪化した場合、どこに相談したらよいですか？

・受診した医療機関または新型コロナ総合コールセンター（0120-567-690）にご相談ください。

Q15:令和5年5月8日に陽性と診断されたので、保険請求に使用するための証明書が欲しいのですが、どうしたらよいですか？

・令和5年5月8日以降に陽性と診断された方については、入院勧告や外出自粛等を求めなくなるため、療養に関する証明書の発行は行いません。ご契約されている保険会社へご確認願います

Q16:令和5年5月7日以前に陽性と診断されましたが、令和5年5月8日以降でも療養証明書を発行してもらえますか？

・令和5年5月7日までに陽性と診断され、かつ発生届の対象者（※）であって自宅で療養された方については、ご本人等からの申請に基づき自宅療養証明書の発行を継続して行います。

・なお、各種保険請求に際し、自宅療養証明書の代替書類として利用できる書類（診療明細書、コロナ治療薬が記載された処方箋等）も示されておりますので、ご契約されている保険会社へご確認願います。

※発生届の対象者

1 令和4年9月25日までに陽性と診断された方

2 令和4年9月26日から令和5年5月7日までに陽性と診断された方のうち、次に該当する方。

①65歳以上の方、②入院を要した方、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断した方、④妊婦の方

【同居家族、陽性者との接触があった場合】

Q13:家族が陽性になったのですが、濃厚接触者になりますか？

・令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者としての特定や行動制限は原則なくなります。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、感染対策（Q15Q16を参照）を行った上でご自身の体調に注意してください。

登校については、学校保健安全法施行規則においては、「直ちに出席停止の対象とする必要はない」と記されています。出勤については事業所の判断に委ねる形となります。

Q14:濃厚接触者の待期期間はありますか？

・待期期間はありますが、陽性者との最終接触から5日目間はご自身の体調に注意して下さい。この期間は手洗いや手指消毒など、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなどの配慮をしてください。なお、頻度は低いものの7日目までは発症する可能性があります。もし、体調の異変を感じた際は抗原検査キットによるセルフテストをおすすめします。

Q15:家族や同居者が感染した場合、外出を控えた方がいいですか？

・ご家族や同居者の方が新型コロナウイルスに感染した場合は、ご自身やその他の方の感染の可能性があることから、マスクの着用等、手洗い等の手指衛生や換気等の感染防止対策をお願いします。感染後（*）5日間程度はご自身の体調にご注意いただき、体調の異変を感じた際は抗原検査キットによるセルフテストをおすすめします。なお、7日目までは発症する可能性があります。

*検査キットで陽性となり症状がない人は検査した日を0日として対応して下さい。

・外出については、特に制限はありませんが、重症化リスクの高いひとが集まる場所は極力さけてください。

Q16:家庭内等の分離（感染対策しながらの生活）とは具体的に何をすればよいですか？

- 1.可能であれば、過ごす部屋・寝室を分ける
- 2.マスクの着用
- 3.トイレや浴室使用後の消毒や、手の触れる部分の消毒
- 4.こまめな手洗い
- 5.窓を開けて換気（換気扇は全て24時間稼働し、窓は少し開ける。なお、換気扇の近くにある窓は開けない）
- 6.食事は時間・空間を分ける（2杯以上）
- 7.洗濯物・ごみは直に触れないよう留意ください。

【マスクの着用について】

Q17:どのような場面でマスクを着用するのがよいですか？

新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられます。本人の意思に反して、マスクの着脱を強いることがないよう配慮をお願いします。

ただし、感染防止対策としてのマスクの着用が効果的な場面等（*1）や症状がある場合等においては、マスクの着用が推奨されています（厚労省ホームページ「マスクの着用について」）。

こうした場面では、重症化リスクの高い方を守るためにもご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が大きく拡大しているような場合には、一時的に屋内においても

原則としてマスクの着用をお願いする等、強い感染対策をお願いする場合があります。

(※1) マスクの着用が効果的な場面

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面ではマスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(※2)に乗車する時(当面の取扱)

(※2) 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

そのほか、

○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です

Q18: マスクの着用は個人の判断となったが、医療機関に行く際は、マスクを着けるのですか？

- ・感染の有無にかかわらず、付き添いや面会で医療機関に行く際も、常時マスクの着用をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症の医療費について】

Q19: 新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した場合の医療費はどうなりますか？

- ・令和5年5月8日以降に入院する場合、医療費や食事代について自己負担が生じることになります。令和5年9月30日までは公費による一部支援があります。詳細は入院した際に、医療機関にお尋ねください。

Q20: 今まで検査や治療、入院の費用は公費負担だったが、5月8日以降はどうなりますか？

- ・5類移行に伴い保険診療となるため、原則自己負担が発生します。ただし、新型コロナ治療薬の費用は高額なため、公費で負担(無料)します。また、入院医療費は高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額します。(2万円未満場合はその額が自己負担額となります。)

Q21: 新型コロナ治療における公費支援は一度しか受けられないのですか？

- ・いいえ、複数回感染しても公費支援を受けられます。

【感染者発生状況について】

Q22: 感染者発生状況は、どのようにしてわかりますか？

- ・インフルエンザと同様に、県内43の定点医療機関の報告に基づき、週1回公表(毎週水曜日)されます。県のホームページで確認できます。

【ワクチン接種について】

Q23:令和 5 年 5 月 8 日以降も新型コロナワクチンの接種を受けることができますか？

・令和 5 年度も引き続き、自己負担なくワクチンを接種することができます。

Q24:県や市町村で新型コロナワクチンの集団接種会場・大規模接種会場は引き続き設置されますか？

・原則は個別の医療機関でワクチン接種を受けていただくこととなりますが、引き続き市町村で集団接種会場を設置する自治体もありますので、お住まいの市町村へお問合せください。なお、現時点（令和 5 年 5 月 7 日）で県が大規模接種会場を実施する予定はありません。

Q25:追加接種（3 回目接種）以後のワクチン接種は 5 月 8 日以降は有料ですか？

・予防接種法の特例臨時接種（無料接種）が令和 6 年 3 月末まで延長になりました。追加接種（3 回目接種）以後の場合、現時点（令和 5 年 5 月 7 日）では高齢者等の重症化リスクのある方は 2 回（春に 1 回、秋に 1 回）、その他の方は 1 回（秋に 1 回）まで無料でワクチン接種を受けることができます。

Q26:今までにワクチン接種を 1 回も受けことがないが、5 月 8 日以降に受ける場合は有料となるのですか？

・初回接種（1・2 回目接種）も、引き続き 5 歳以上の接種可能な全ての方が無料で受けられます。なお、初回接種（1・2 回目接種）の接種間隔はこれまでどおり、ファイザー社ワクチン、武田社ワクチン（ノババックス）ともに原則 3 週間です。

Q27:ワクチン接種後に副反応が発生した場合の相談窓口は継続するのですか？

・5 月 8 日以降も当面の間、「新型コロナ総合コールセンター」（0120-567-690）で継続します。